



## 形広連監告示第1号

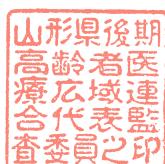
### 定例監査の結果について

地方自治法第292条で準用する同法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成24年6月21日

山形県後期高齢者医療広域連合

監査委員 安達 重晴



同 齊藤 栄治



記

1. 監査の対象 山形県後期高齢者医療広域連合

2. 監査の範囲 平成23年度の財務に関する事務の執行状況

3. 監査の期日 平成24年6月21日

4. 監査の方法

提出された資料及び諸帳簿その他関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等による監査を実施した。

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行について、関係書類等を監査した結果、予算の執行、会計事務の処理についておおむね良好と認められた。